

特集

平成23年度市町村税課税状況の概況

はじめに

市町村税の課税状況等の調は、地方自治法第252条の17の5第1項の規定に基づき行われるもので、市町村税の課税の状況に関する統計資料として、税制改正が行われる場合等における重要な基礎資料となるものである。

本稿では、大阪府内市町村に係る平成23年度の市町村税の課税状況等の調の概況を簡単に紹介する。

I 個人市町村民税の状況

1. 個人均等割

平成23年度における府内市町村の個人市町村民税均等割の納税義務者数は第1表のとおりである。納税義務者数は3,776,730人で、前年度より0.1%減少している。これに伴い、均等割額も約113億20百万円と前年度より0.1%減少している。

直前の平成23年3月末日現在の住民基本台帳人口は前年度に対し微減であり、人口に占める市町村内に住所を有する均等割納税義務者数の割合も約43.3%と前年度と同じ割合である。

2. 個人所得割

平成23年度における府内市町村の個人市町村民税所得割の納税義務者数は第1表のとおりである。納税義務者数は3,556,822人で、前年度より0.2%減少している。所得割額も約4,214億95百万円と前年度より1.6%減少している。

所得者区分別の所得割納税義務者数は第2表のとおりで、全体では給与所得者及び営業所得者の減少により対前年度0.2%減少している。また、分離譲渡所得のある者を除き所得税失格者の増加が顕著にみられる。また、課税標準額についても第3表のとおり、約7兆4,076億円と対前年度1.4%減であり、農業所得者及び分離譲渡所得のある者以外の所得者区分で減少している。

所得控除については第4表のとおりである。総額が約4兆1,453億円と前年度より0.7%増加した。中でも社会保険料控除は前年より約401億33百万円増加している。

※ 個人市町村民税における「納税義務者」とは、平成23年7月1日現在において、税額控除後、減免前に納税義務がある者である。よって、税額控除によって納税義務のなくなった者は除いている。

第1表 個人市町村民税納税義務者数等の状況

（単位：人、千円、%）

区 分	個人市町村民税						(参考) 住民基本 台帳人口 (前年度3月 末日現在)	b/g
	均等割			所得割		均等割額		
	納税義務者数	法第294条 第1項第1号 に該当する 者(※1)	法第294条 第1項第2号 に該当する 者(※2)	納税義務者数	所得割額			
a	b	c	d	e	f	g	h	
平成16年度	3,057,678	3,028,949	28,729	9,171,929	3,230,984	349,896,549	8,651,977	35.0
17	3,531,548	3,503,935	27,613	9,898,357	3,320,990	368,355,395	8,651,301	40.5
18	3,754,867	3,728,441	26,426	10,975,474	3,565,531	402,985,248	8,663,719	43.0
19	3,801,044	3,775,396	25,648	11,261,089	3,606,596	478,263,990	8,665,105	43.6
20	3,836,449	3,812,387	24,062	11,499,467	3,636,806	476,160,052	8,670,302	44.0
21	3,838,533	3,815,597	22,936	11,505,188	3,635,269	467,147,867	8,676,622	44.0
22	3,780,972	3,760,080	20,892	11,332,672	3,564,614	428,365,827	8,683,035	43.3
23	3,776,730	3,755,564	21,166	11,319,548	3,556,822	421,495,455	8,681,623	43.3
対前年度比	99.9	99.9	101.3	99.9	99.8	98.4	100.0	

(※1) 法第294条第1項第1号に該当する者＝市町村内に住所を有する個人

(※2) 法第294条第1項第2号に該当する者＝市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者

第2表 所得者区分別所得割納税義務者数の状況

(単位:人、%)

区 分	平成22年度			平成23年度				対前年度比			
	納税義務者数			納税義務者数 d	納税義務者数の 構成割合		有資格者の割合 e/d	d/a	e/b	f/c	
	a	所得稅 有資格者 b	所得稅 失格者 c		所得稅 有資格者 e	所得稅 失格者 f					
給与所得者	2,830,173	2,567,755	262,418	2,813,804	2,537,867	275,937	79.1	90.2	99.4	98.8	105.2
営業所得者	157,534	135,861	21,673	153,875	131,307	22,568	4.3	85.3	97.7	96.6	104.1
農業所得者	827	706	121	858	723	135	0.0	84.3	103.7	102.4	111.6
その他の所得者	552,323	508,906	43,417	561,775	515,595	46,180	15.8	91.8	101.7	101.3	106.4
分離譲渡所得のある者	23,757	23,246	511	26,510	26,010	500	0.7	98.1	111.6	111.9	97.8
合 計	3,564,614	3,236,474	328,140	3,556,822	3,211,502	345,320	100.0	90.3	99.8	99.2	105.2

(注)「納税義務者数の構成割合」の合計は、各所得者区分毎の数値を合計したものと端数調整の関係で一致しない。

第3表 所得者区分別所得割課税標準額の状況

(単位:千円、%)

区 分	平成22年度 課税標準額	平成23年度 課税標準額	対前年度比
給与所得者	6,094,011,677	6,004,459,652	98.5
営業所得者	327,275,291	322,237,379	98.5
農業所得者	1,022,939	1,080,326	105.6
その他の所得者	777,755,067	761,117,982	97.9
分離譲渡所得のある者	313,160,222	318,684,690	101.8
合 計	7,513,225,196	7,407,580,029	98.6

第4表 所得控除区分別控除額の状況

(単位:千円、%)

区 分	平成22年度	平成23年度	対前年度比
医療費控除	93,659,024	92,270,243	98.5
社会保険料控除	1,671,221,005	1,711,353,922	102.4
生命保険料控除	100,792,727	100,096,083	99.3
障害者控除	39,051,340	39,271,580	100.6
寡婦(寡夫)控除	19,739,020	19,880,980	100.7
勤労学生控除	101,920	97,760	95.9
配偶者控除	356,697,300	352,203,930	98.7
配偶者特別控除	14,556,220	14,930,940	102.6
扶養控除	600,855,220	596,961,620	99.4
その他	1,220,626,567	1,218,224,929	99.8
合 計	4,117,300,343	4,145,291,987	100.7

(注) 配偶者及び扶養親族の同居特別障害者加算分は「その他」に含まれる。

II 法人市町村民税の状況

平成23年度の府内市町村の法人市町村民税の納税義務者数の状況は第5表のとおりである。均等割が278,493法人で、前年度より0.7%減少している。また、法人税割も264,341法人と0.7%減少している。なお、法人税割の納税者数(平成23年7月1日現在において既に納付の確定した法人税割額がある法人をいう。)は88,135法人であり、前年度より1.6%増加している。

※ 法人市町村民税における「納税義務者」とは、平成22年7月2日から平成23年7月1日までの間に市町村民税の申告書の提出期限が到来したものをいい、課税免除又は減免前で、均等割・法人税割についてそれぞれ課税の対象となる法人である。よって、現実に申告納付したかどうかには関係なく、不申告の場合や欠損が生じた法人も含むものである。

第5表 法人市町村民税納税義務者数等の推移

(単位:人、%)

区 分	法 人		
	均 等 割 納税義務者数	法 人 税 割 納税義務者数	法 人 税 割 納税者数
平成16年度	269,709	257,396	99,965
17	270,595	259,514	106,450
18	274,243	262,667	109,741
19	278,295	265,990	111,988
20	281,080	268,992	115,750
21	281,457	268,324	101,331
22	280,447	266,210	86,749
23	278,493	264,341	88,135
対前年度比	99.3	99.3	101.6

III 軽自動車税の状況

平成23年度の府内市町村の4月1日現在の軽自動車数は第6表のとおりである。合計台数(非課税車及び課税免除車も含む)は1,929,163台で前年度より0.8%減少している。原動機付自転車のうち排気量0.09リットル超やミニカー、軽自動車のうち四輪乗用車が増加する一方で、原動機付自転車のうち排気量0.09リットル以下や二輪車が減少している。なお、調定額については、総台数は0.8%減少しているが、税率の高い四輪乗用車が増加したこともあり、約70億35百万円と前年度から0.6%増加している。

第6表 軽自動車税の課税客体の状況

(単位:台、千円、%)

区 分	平成22年度	平成23年度	対前年度比
自原動機付自転車	685,781	660,838	96.4
0.05リットル以下	36,295	33,516	92.3
0.05リットル超0.09リットル以下	98,443	105,801	107.5
0.09リットル超	4,265	4,354	102.1
ミニカー	107,810	105,456	97.8
二輪車(側車付のものを含む)	63	64	101.6
小軽三輪車	438	474	108.2
乗用(営業用)	611,907	626,381	102.4
乗用(自家用)	17,107	16,950	99.1
貨物用(営業用)	286,967	279,981	97.6
貨物用(自家用)	0	0	-
乗車及び車上を走行するもの	2,267	2,358	104.0
農耕用	14,198	13,900	97.9
特殊作業用	79,595	79,090	99.4
二輪の小型自動車	1,945,136	1,929,163	99.2
合 計	6,991,731	7,035,107	100.6
調 定 額			

(注) 上記は、平成23年4月1日現在における府内市町村の軽自動車の台数である。なお、軽自動車税の非課税車及び課税免除車も含んでいる。